

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金とは

高齢者や障害がある方などごみ出しが困難な世帯に対し、ごみ出し支援活動を行う団体へ奨励金を交付する制度です。



申請できる団体

町内会や老人クラブ、ボランティア団体などの非営利団体・ごみ出し支援に対する負担金を利用者から徴収しない営利団体。

奨励金額・対象品目

・奨励金額

- ① 家庭ごみ等：1回あたり 140 円／世帯
- ② 粗大ごみ等：1回あたり 280 円／世帯

・家庭ごみ等＝「家庭ごみ」「プラスチック資源」「缶・びん・ペットボトル類」「紙類」の4種類、粗大ごみ等＝「粗大ごみ」「せん定枝」の2種類（※粗大ごみ受付センターで受け付けられたものに限る）が対象です。

・1団体あたり交付上限金額(半期) 100,000 円



奨励金交付の対象となる活動

高齢や障害等によりごみ出しが困難な世帯に対する、以下のごみ出し支援活動です。

- ① 家庭ごみ等：玄関口から、その世帯が出すことになっているごみ集積所まで
- ② 粗大ごみ等：住居又はその敷地から、粗大ごみ受付センターに指定された場所まで

奨励金交付の対象となる世帯の要件

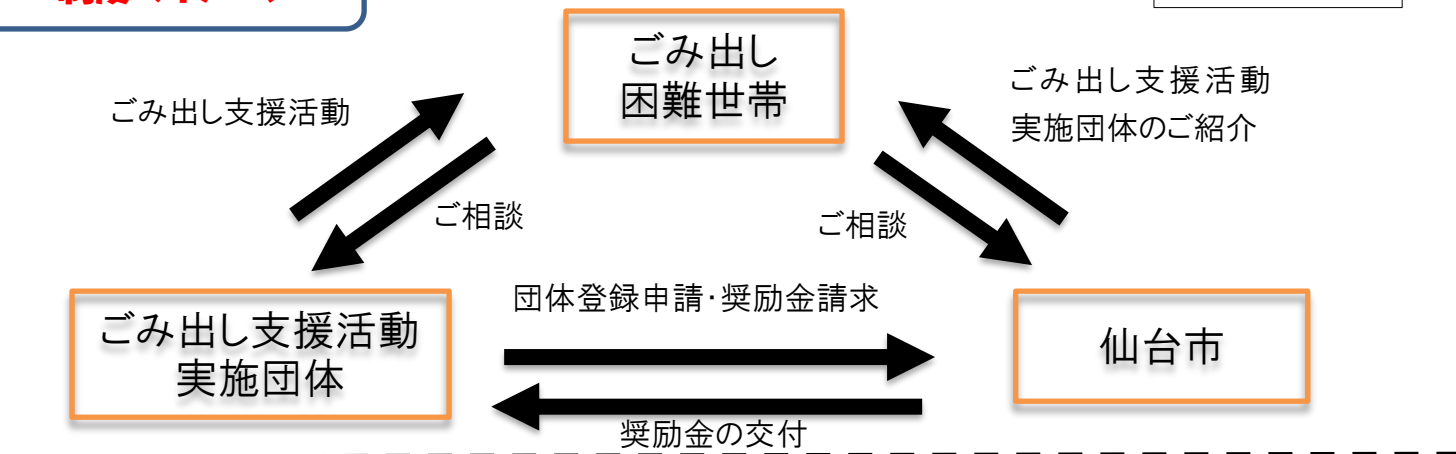
仙台市内に居住し、以下のいずれかの要件を満たす一人暮らしの方、またはいずれかの要件を満たす方のみで構成される世帯に対してのごみ出し支援活動が奨励金の交付対象となります。下記要件には該当しないけれどもごみ出しが困難な方がいる場合には家庭ごみ減量課までご相談ください。

- (1) 申請時に満75歳以上の方
- (2) 介護保険の要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (4) 療育手帳の交付を受けている方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (6) (1)～(5)に該当しないが、ごみ出しが困難と認められる方（支援開始にあたっては家庭ごみ減量課へ事前にご相談ください）

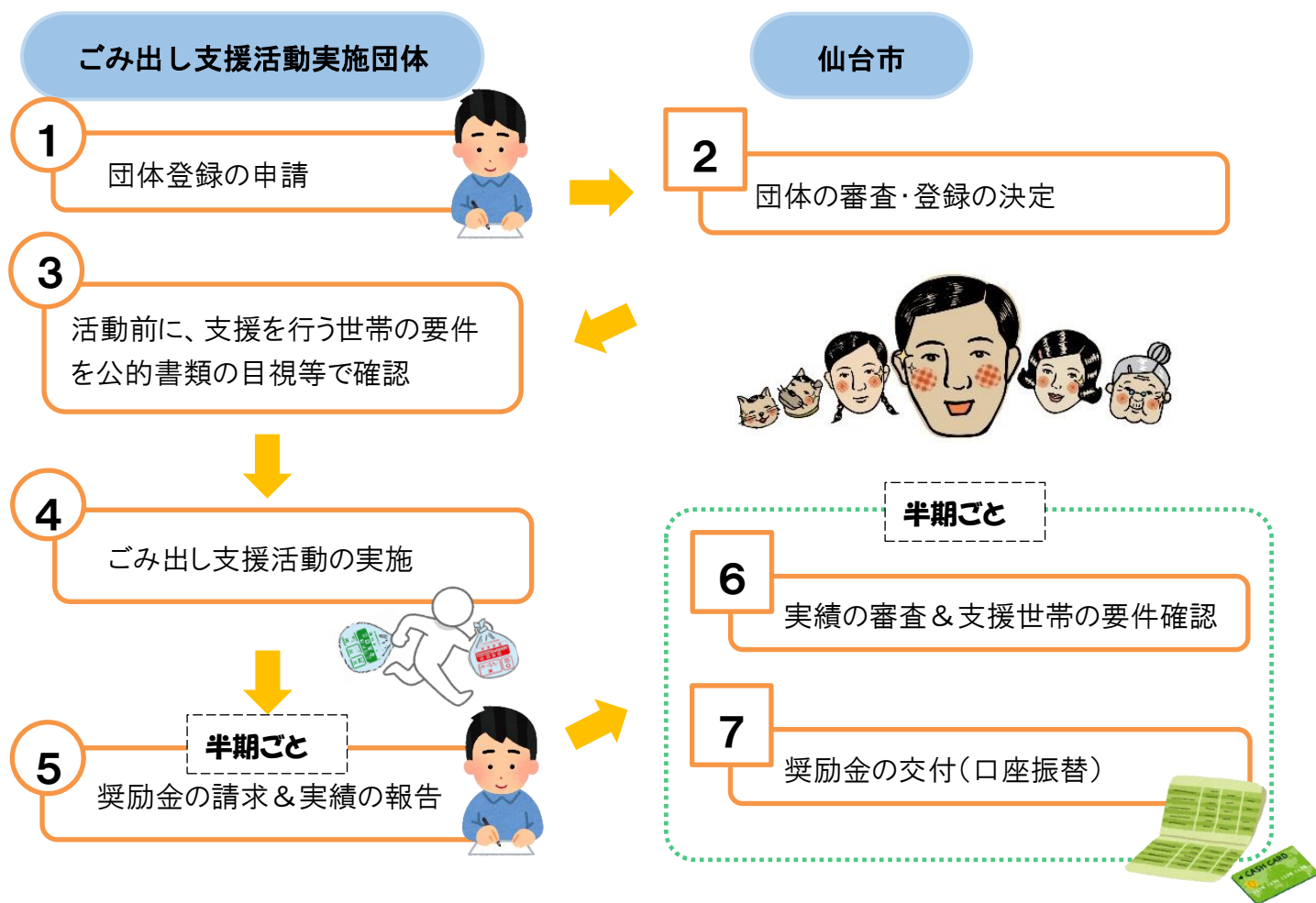
裏面もご覧ください

制度のイメージ

令和7年度版



登録から奨励金交付までの流れ



申請先・書類の配布

申請に必要な書類や申請手続きなどを詳しく記載した説明資料は環境局家庭ごみ減量課で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードすることができます。

お問い合わせ先

仙台市環境局家庭ごみ減量課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町3階
電話：022-214-8226（直通） FAX：022-214-8277